平成２１年（フ）第７８号
愛媛県四国中央市金生町下分1367番地の２
債務者　森川　和久
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第８０号
愛媛県四国中央市金生町下分1367番地の２
債務者　森川　　武
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２４２号
愛媛県四国中央市村松町536番地の３
債務者　渡辺　將親
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２４３号
愛媛県四国中央市村松町536番地の３
債務者　渡辺　雪子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１６号
愛媛県四国中央市寒川町4060番地１
債務者　竹本　雅文
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第４３７号
高知市横浜613番地１　メゾネットミサオ２号
債務者　中山　由香
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４４号
高知市神田835番地１
債務者　岡﨑　正純
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８９号
高知市百石町２丁目23番12号
債務者　渡辺　　功
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０５号
高知市秦南町１丁目５番46号　第二西村アパート13号
債務者　岩戸　　恵
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１１号
高知県南国市久礼田1462番地３
債務者　徳橋　正人
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１７号
高知市大津乙675番地19
債務者　村田　義仁
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１８号
高知市大津乙675番地19
債務者　村田　典子
１　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８号
高知県須崎市西糺町11番15号　井上アパート103号、前住所高知県須崎市山手町12番７号
債務者　横山　嘉夫
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第２９号
高知県須崎市西糺町11番15号　井上アパート103号、前住所高知県須崎市山手町12番７号
債務者　横山　香代
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県小郡市小板井149番地２―801号室
債務者　佐々木昭好
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２２号
福岡県久留米市合川町423番地１
債務者　石松　清隆
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２３号
福岡県久留米市合川町423番地１
債務者　石松　静香
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２７号
福岡県久留米市御井旗崎４丁目６番15―203号
債務者　小浦　陵介
１　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部